

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （住民税（利子割））	
要望項目名	国債の利子に対する住民税に係る規定の整備	
要望内容（概要）	<p>平成24年4月から平成25年1月にかけて発行された一部の個人向け変動利付国債については、その発行日から3年目の利払日における保有残高に応じて記念貨幣が贈呈されることになっている。</p> <p>当該記念貨幣は税法上、利子所得とみなされ住民税の課税対象となるが、当該住民税について国が源泉徴収して納付することが想定されていないため、所要の規定を整備することを要望する。</p>	
関係条文	地方税法24条、地方税法施行令第7条の4の2等	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国債の利子に対する住民税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 地方税法上、国債の利子が国から直接支払われることが想定されていない。 そこで、国債の利子に対する住民税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うために所要の規定を整備する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
	政策の達成目標	国債の利子に対する住民税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象は、平成 24 年度に発行された当該国債の発行日から 3 年目の利払日に保有していた個人であり、適用対象者数は延べ 3 万 7 千人程度となる見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国債の利子に対する住民税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	1—3